（法第二十六条第一項第十号の厚生労働省令で定める事項）

第二十二条　法第二十六条第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

二～五　（略）

六　派遣労働者を協定対象派遣労働者に限るか否かの別

七　派遣労働者を無期雇用派遣労働者（法第三十条の二第一項に規定する無期雇用派遣労働者をいう。）又は第三十二条の四に規定する者に限るか否かの別

（契約に係る書面の記載事項）

第二十二条の二　第二十一条第三項に規定する書面には、同項及び同条第四項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一　紹介予定派遣の場合　当該派遣先が職業紹介を受けることを希望しない場合又は職業紹介を受けた者を雇用しない場合には、派遣元事業主の求めに応じ、その理由を、書面の交付若しくはファクシミリを利用してする送信又は電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。）の送信の方法（当該電子メール等の受信をする者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。以下同じ。）（以下「書面の交付等」という。）により、派遣元事業主に対して明示する旨

二～五　（略）

（法第二十六条第二項第三号の厚生労働省令で定める措置）

第二十四条　法第二十六条第二項第三号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　法第四十条第二項に規定する教育訓練の実施等必要な措置

五　法第四十条第三項に規定する福利厚生施設の利用の機会の付与

（削る）

六～十　（略）

（法第二十六条第七項の情報の提供の方法等）

第二十四条の三　法第二十六条第七項の情報の提供は、同項の規定により提供すべき事項に係る書面の交付等により行わなければならない。

2　派遣元事業主は前項の規定による情報の提供に係る書面等を、派遣先は当該書面等の写しを、当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣が終了した日から起算して三年を経過する日まで保存しなければならない。

（法第二十六条第七項の厚生労働省令で定める情報）

第二十四条の四　法第二十六条第七項の厚生労働省令で定める情報は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める情報とする。

一　労働者派遣契約に、当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定しないことを定める場合　次のイからホまでに掲げる情報

イ　比較対象労働者（法第二十六条第八項に規定する比較対象労働者をいう。以下同じ。）の職務の内容（同項に規定する職務の内容をいう。以下同じ。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態

（法第二十六条第一項第十号の厚生労働省令で定める事項）

第二十二条　法第二十六条第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（新設）

一～四　（略）

（新設）

五　派遣労働者を無期雇用派遣労働者（法第三十条の二第一項に規定する無期雇用派遣労働者をいう。）又は第三十二条の五に規定する者に限るか否かの別

（契約に係る書面の記載事項）

第二十二条の二　第二十一条第三項に規定する書面には、同項及び同条第四項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一　紹介予定派遣の場合　当該派遣先が職業紹介を受けることを希望しない場合又は職業紹介を受けた者を雇用しない場合には、派遣元事業主の求めに応じ、その理由を、書面の交付若しくはファクシミリを利用してする送信又は電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第二十六条第一項第二号ロにおいて「電子メール等」という。）の送信の方法（当該電子メール等の受信をする者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。同号ロにおいて同じ。）（以下「書面の交付等」という。）により、派遣元事業主に対して明示する旨

二～五　（略）

（法第二十六条第二項第三号の厚生労働省令で定める措置）

第二十四条　法第二十六条第二項第三号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　法第四十条第二項に規定する教育訓練の実施に係る配慮

五　法第四十条第三項に規定する福利厚生施設の利用の機会の付与に係る配慮

六　法第四十条第五項に規定する賃金水準に関する情報の提供その他の措置の実施に係る配慮

七～十一　（略）

（新設）